る遺族補償一時金又は遺族一時金であって、適用日以後に支給すべき事由の生じたもの及び適用日前に障害補償年金を受ける権利を有することとなった労働者の当該障害補償年金に係る障害補償年金差額一時金を受ける権利を有することとなった労働者の当該障害年金に係る障害年金差額一時金であって、適用日以後に支給すべき事由の生じたものに係る自動変更対象額については、なお従前の例による。

平成二十九年七月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

○厚生労働省告示第二百五十六号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第八条の三第一項第二号（同法第八条の四において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十九年八月から平成三十年七月までの月分の同法の規定による年金たる保険給付又は平成二十九年八月一日から平成三十年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた同法の規定による障害補償一時金若しくは遺族補償一時金若しくは障害一時金若しくは遺族一時金に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を次のとおり定める。

平成二十九年七月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働者災害補償保険法第８条第１項の算定事由発生日の属する期間	給付基礎日額の算定に用いる率（％）
昭和22年９月１日から昭和23年３月31日まで	20,211.9
昭和23年４月１日から昭和24年３月31日まで	7,350.4
昭和24年４月１日から昭和25年３月31日まで	4,075.5
昭和25年４月１日から昭和26年３月31日まで	3,517.5
昭和26年４月１日から昭和27年３月31日まで	2,875.9
昭和27年４月１日から昭和28年３月31日まで	2,480.9
昭和28年４月１日から昭和29年３月31日まで	2,184.9
昭和29年４月１日から昭和30年３月31日まで	2,062.0
昭和30年４月１日から昭和31年３月31日まで	1,972.3
昭和31年４月１日から昭和32年３月31日まで	1,860.5
昭和32年４月１日から昭和33年３月31日まで	1,795.8
昭和33年４月１日から昭和34年３月31日まで	1,769.5
昭和34年４月１日から昭和35年３月31日まで	1,662.2
昭和35年４月１日から昭和36年３月31日まで	1,564.1
昭和36年４月１日から昭和37年３月31日まで	1,399.0
昭和37年４月１日から昭和38年３月31日まで	1,258.5
昭和38年４月１日から昭和39年３月31日まで	1,134.6
昭和39年４月１日から昭和40年３月31日まで	1,024.2
昭和40年４月１日から昭和41年３月31日まで	937.2
昭和41年４月１日から昭和42年３月31日まで	850.5
昭和42年４月１日から昭和43年３月31日まで	765.7
昭和43年４月１日から昭和44年３月31日まで	678.0
昭和44年４月１日から昭和45年３月31日まで	592.9
昭和45年４月１日から昭和46年３月31日まで	509.6
昭和46年４月１日から昭和47年３月31日まで	446.8
昭和47年４月１日から昭和48年３月31日まで	386.7
昭和48年４月１日から昭和49年３月31日まで	325.5
昭和49年４月１日から昭和50年３月31日まで	261.9
昭和50年４月１日から昭和51年３月31日まで	222.9
昭和51年４月１日から昭和52年３月31日まで	200.4
昭和52年４月１日から昭和53年３月31日まで	183.1
昭和53年４月１日から昭和54年３月31日まで	173.5
昭和54年４月１日から昭和55年３月31日まで	163.3
昭和55年４月１日から昭和56年３月31日まで	154.6
昭和56年４月１日から昭和57年３月31日まで	147.5
昭和57年４月１日から昭和58年３月31日まで	140.6
昭和58年４月１日から昭和59年３月31日まで	137.0
昭和59年４月１日から昭和60年３月31日まで	132.5
昭和60年４月１日から昭和61年３月31日まで	128.2
昭和61年４月１日から昭和62年３月31日まで	125.2
昭和62年４月１日から昭和63年３月31日まで	122.4
昭和63年４月１日から平成元年３月31日まで	118.1
平成元年４月１日から平成２年３月31日まで	114.8
平成２年４月１日から平成３年３月31日まで	111.6
平成３年４月１日から平成４年３月31日まで	107.2
平成４年４月１日から平成５年３月31日まで	105.1
平成５年４月１日から平成６年３月31日まで	103.6